

介護関連審議会等ダイジェスト

〔注〕紙面の関係で図表を大幅に短縮しました。詳細は厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

【概要】厚生労働省は介護療養型医療施設を「療養強化型」（仮称）と「その他」に分け、存続の方針を明らかにした。

【介護老人保健施設】
 論点1 在宅復帰支援 ↓「在宅強化型基本サービス費」を復帰・在宅療養支援機能に追加して評価し、入所後訪問指導目標設定などを追加要件として評価。
 論点2 退所後支援で専従労働要件 ↓老健は専従労働員、併設事業所の一部に非常勤職員を配置を認める。
 【介護療養型医療施設】
 論点1 介護療養型の機能評価 ↓29年度未だに完了した介護療養型医療施設を「療養強化型」（仮称）と「その他」に分けて存続。療養強化型の要件 ①重篤な患者及び身体合併症のある認知症高齢者 ②一定の医療処置を受けている患者 ③ターミナルケアの入院患者が、それぞれ一定割合以上いるなど。
 【施設サービス】の口腔・栄養
 論点1 経口維持管理 ↓経口維持管理を評価し、口腔衛生管理の普及のため、「口腔機能維持加算」「口腔機能維持管理加算」「口腔衛生管理加算」「口腔衛生管理体制加算」（仮称）を修正。
 論点2 経口移行を目的とする摂食・嚥下の取組 ↓経口移行加算を「経口移行訓練加算」（仮称）に改称。
 論点3 経口移行・経管維持の取組 ↓「療養加算」と「経口移行加算」を経口維持加算の併算を可とする。
 【第8回社会福祉協議会本部会（11月10日）】
 【概要】社会福祉法人の行政の関与の在り方について▽専門性を必要とする分野は外部監査を活用する▽一定規模以上の法人は会計監査人の設置を義務付ける▽法人ごとに地域で運営協議会を設置できるようにするなどを了承した。

【全国介護保険推進協議会 11月10日】
 【概要】厚労省は27年度開始の新築事業について▽上限は後期高齢者人口の伸びと同じに抑えるが、3年間は上限10%割り増しを認める（10%特例）▽地域の一部だけの移行を認める（段階移行）などと説明して早期実施を促した。

【第14回介護給付費分科会（11月13日）】
 【概要】介護給付費分科会（11月13日）は、個別リハ統合を、自然と続ける個別リハリハビリは基本報酬に含める。認知症高齢者のリハリハビリを一体的に見直す。認知機能に合わせて実施（限度3カ月間）。その後、新設の「生活行為移行リハビリ」（仮称）に移行し、限度を6カ月とする。
 論点1 認知症や重度要介護者の受け入れ ↓自立度Ⅲ以上を一定割合以上かつ認知症研修修了者を一人以上配置▽介護3以上を一定割合以上受け入れ、かつ専従の看護職員を一人以上配置のいずれかを満たし、常勤の介護職員または看護職員を複数配置している場合、加算する▽個別機能訓練加算の実効性 ↓訪問して計画作成することなどを要件に加え、加算を見直す▽個別機能訓練加算（Ⅱ）にも目標設定や実施内容を明示する。
 論点2 人員配置基準を緩和 ↓地域ケア会議の出席などを要件に生活相談員とみなす。
 論点3 基本報酬・評価の適正化を行う。
 論点4 看護職員の配置基準 ↓病院などと連携した地域密着型通所介護（創設） ↓小規模事業所の基本報酬を踏襲する▽「運営推進会議」を開発し、おおむね6月に1回開催する。
 論点5 ①小規模事業所から小規模多機能型サテライト型への移行 ↓宿泊室等の設置に経過措置（29年度未だ）を設ける▽経過措置の間、通所介護の人員で運営する場合、小規模多機能型の基本報酬を100分の70減算▽小規模事業所から大規模・通常型事業所サテライト型への移行 ↓本事業所に含めて指定▽同一法人のサテライトになるケースの移行が不可能。
 論点6 新築事業との一体運営 ↓介護予防通所介護に準じる②「通所介護A」と一体的に運営する場合、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者は必要数を満たす。
 論点7 介護予防通所介護 ↓介護予防通所リハビリの基本報酬 ↓想定外の長時間利用は適正化する。
 【集合住宅におけるサービス提供】
 論点1 事業所と同・建物の集合住宅に居住する利用者への訪問サービス ↓10%減算②同・建物以外（同）の利用者への訪問サービス ↓1月当たり20人以上の場合、10%減算③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ↓居住者数にかかわらず、1月当たり単位で減算。
 論点2 通所の送迎 ↓事業者が送迎しない場合、減算。
 【福祉用具】
 論点1 複数のレンタルの値引き ↓都道府県に減額規定を掲げる。
 論点2 福祉用具相談員の能力向上 ↓自己研鑽の努力義務を設ける。
 【福祉部会・第2回福祉人材確保専門委員会（11月19日）】
 【概要】介護人材の質的確保を議論した。介護職員を類型化し、介護福祉士を中核に位置付ける。▽介護福祉士の国家試験の内容を充実する▽28年度以降に延期した資格取得方法を現在、実務経験ルートなど3ルートへの一元化を検討する。

【第9回社会福祉協議会本部会（11月10日）】
 【概要】社会福祉協議会本部会は、地域区分について議論した。▽支給乗率を退職手当共済制度から3年に延長する▽障害者施設職員の公務員助成（国1/3、都道府県1/3）を廃止。保育所はさらに検討。措置施設・事業は維持する。▽特養は公的助成を既に廃止。【第15回介護給付費分科会（11月19日）】
 【概要】介護給付費分科会（11月19日）は、個別リハ統合を、自然と続ける個別リハリハビリは基本報酬に含める。認知症高齢者のリハリハビリを一体的に見直す。認知機能に合わせて実施（限度3カ月間）。その後、新設の「生活行為移行リハビリ」（仮称）に移行し、限度を6カ月とする。
 論点1 認知症や重度要介護者の受け入れ ↓自立度Ⅲ以上を一定割合以上かつ認知症研修修了者を一人以上配置▽介護3以上を一定割合以上受け入れ、かつ専従の看護職員を一人以上配置のいずれかを満たし、常勤の介護職員または看護職員を複数配置している場合、加算する▽個別機能訓練加算の実効性 ↓訪問して計画作成することなどを要件に加え、加算を見直す▽個別機能訓練加算（Ⅱ）にも目標設定や実施内容を明示する。
 論点2 人員配置基準を緩和 ↓地域ケア会議の出席などを要件に生活相談員とみなす。
 論点3 基本報酬・評価の適正化を行う。
 論点4 看護職員の配置基準 ↓病院などと連携した地域密着型通所介護（創設） ↓小規模事業所の基本報酬を踏襲する▽「運営推進会議」を開発し、おおむね6月に1回開催する。
 論点5 ①小規模事業所から小規模多機能型サテライト型への移行 ↓宿泊室等の設置に経過措置（29年度未だ）を設ける▽経過措置の間、通所介護の人員で運営する場合、小規模多機能型の基本報酬を100分の70減算▽小規模事業所から大規模・通常型事業所サテライト型への移行 ↓本事業所に含めて指定▽同一法人のサテライトになるケースの移行が不可能。
 論点6 新築事業との一体運営 ↓介護予防通所介護に準じる②「通所介護A」と一体的に運営する場合、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者は必要数を満たす。
 論点7 介護予防通所介護 ↓介護予防通所リハビリの基本報酬 ↓想定外の長時間利用は適正化する。
 【集合住宅におけるサービス提供】
 論点1 事業所と同・建物の集合住宅に居住する利用者への訪問サービス ↓10%減算②同・建物以外（同）の利用者への訪問サービス ↓1月当たり20人以上の場合、10%減算③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ↓居住者数にかかわらず、1月当たり単位で減算。
 論点2 通所の送迎 ↓事業者が送迎しない場合、減算。
 【福祉用具】
 論点1 複数のレンタルの値引き ↓都道府県に減額規定を掲げる。
 論点2 福祉用具相談員の能力向上 ↓自己研鑽の努力義務を設ける。
 【福祉部会・第2回福祉人材確保専門委員会（11月19日）】
 【概要】介護人材の質的確保を議論した。介護職員を類型化し、介護福祉士を中核に位置付ける。▽介護福祉士の国家試験の内容を充実する▽28年度以降に延期した資格取得方法を現在、実務経験ルートなど3ルートへの一元化を検討する。

【第15回介護給付費分科会（11月19日）】
 【概要】介護給付費分科会（11月19日）は、個別リハ統合を、自然と続ける個別リハリハビリは基本報酬に含める。認知症高齢者のリハリハビリを一体的に見直す。認知機能に合わせて実施（限度3カ月間）。その後、新設の「生活行為移行リハビリ」（仮称）に移行し、限度を6カ月とする。
 論点1 認知症や重度要介護者の受け入れ ↓自立度Ⅲ以上を一定割合以上かつ認知症研修修了者を一人以上配置▽介護3以上を一定割合以上受け入れ、かつ専従の看護職員を一人以上配置のいずれかを満たし、常勤の介護職員または看護職員を複数配置している場合、加算する▽個別機能訓練加算の実効性 ↓訪問して計画作成することなどを要件に加え、加算を見直す▽個別機能訓練加算（Ⅱ）にも目標設定や実施内容を明示する。
 論点2 人員配置基準を緩和 ↓地域ケア会議の出席などを要件に生活相談員とみなす。
 論点3 基本報酬・評価の適正化を行う。
 論点4 看護職員の配置基準 ↓病院などと連携した地域密着型通所介護（創設） ↓小規模事業所の基本報酬を踏襲する▽「運営推進会議」を開発し、おおむね6月に1回開催する。
 論点5 ①小規模事業所から小規模多機能型サテライト型への移行 ↓宿泊室等の設置に経過措置（29年度未だ）を設ける▽経過措置の間、通所介護の人員で運営する場合、小規模多機能型の基本報酬を100分の70減算▽小規模事業所から大規模・通常型事業所サテライト型への移行 ↓本事業所に含めて指定▽同一法人のサテライトになるケースの移行が不可能。
 論点6 新築事業との一体運営 ↓介護予防通所介護に準じる②「通所介護A」と一体的に運営する場合、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者は必要数を満たす。
 論点7 介護予防通所介護 ↓介護予防通所リハビリの基本報酬 ↓想定外の長時間利用は適正化する。
 【集合住宅におけるサービス提供】
 論点1 事業所と同・建物の集合住宅に居住する利用者への訪問サービス ↓10%減算②同・建物以外（同）の利用者への訪問サービス ↓1月当たり20人以上の場合、10%減算③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ↓居住者数にかかわらず、1月当たり単位で減算。
 論点2 通所の送迎 ↓事業者が送迎しない場合、減算。
 【福祉用具】
 論点1 複数のレンタルの値引き ↓都道府県に減額規定を掲げる。
 論点2 福祉用具相談員の能力向上 ↓自己研鑽の努力義務を設ける。
 【福祉部会・第2回福祉人材確保専門委員会（11月19日）】
 【概要】介護人材の質的確保を議論した。介護職員を類型化し、介護福祉士を中核に位置付ける。▽介護福祉士の国家試験の内容を充実する▽28年度以降に延期した資格取得方法を現在、実務経験ルートなど3ルートへの一元化を検討する。

【第15回介護給付費分科会（11月19日）】
 【概要】介護給付費分科会（11月19日）は、個別リハ統合を、自然と続ける個別リハリハビリは基本報酬に含める。認知症高齢者のリハリハビリを一体的に見直す。認知機能に合わせて実施（限度3カ月間）。その後、新設の「生活行為移行リハビリ」（仮称）に移行し、限度を6カ月とする。
 論点1 認知症や重度要介護者の受け入れ ↓自立度Ⅲ以上を一定割合以上かつ認知症研修修了者を一人以上配置▽介護3以上を一定割合以上受け入れ、かつ専従の看護職員を一人以上配置のいずれかを満たし、常勤の介護職員または看護職員を複数配置している場合、加算する▽個別機能訓練加算の実効性 ↓訪問して計画作成することなどを要件に加え、加算を見直す▽個別機能訓練加算（Ⅱ）にも目標設定や実施内容を明示する。
 論点2 人員配置基準を緩和 ↓地域ケア会議の出席などを要件に生活相談員とみなす。
 論点3 基本報酬・評価の適正化を行う。
 論点4 看護職員の配置基準 ↓病院などと連携した地域密着型通所介護（創設） ↓小規模事業所の基本報酬を踏襲する▽「運営推進会議」を開発し、おおむね6月に1回開催する。
 論点5 ①小規模事業所から小規模多機能型サテライト型への移行 ↓宿泊室等の設置に経過措置（29年度未だ）を設ける▽経過措置の間、通所介護の人員で運営する場合、小規模多機能型の基本報酬を100分の70減算▽小規模事業所から大規模・通常型事業所サテライト型への移行 ↓本事業所に含めて指定▽同一法人のサテライトになるケースの移行が不可能。
 論点6 新築事業との一体運営 ↓介護予防通所介護に準じる②「通所介護A」と一体的に運営する場合、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者は必要数を満たす。
 論点7 介護予防通所介護 ↓介護予防通所リハビリの基本報酬 ↓想定外の長時間利用は適正化する。
 【集合住宅におけるサービス提供】
 論点1 事業所と同・建物の集合住宅に居住する利用者への訪問サービス ↓10%減算②同・建物以外（同）の利用者への訪問サービス ↓1月当たり20人以上の場合、10%減算③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ↓居住者数にかかわらず、1月当たり単位で減算。
 論点2 通所の送迎 ↓事業者が送迎しない場合、減算。
 【福祉用具】
 論点1 複数のレンタルの値引き ↓都道府県に減額規定を掲げる。
 論点2 福祉用具相談員の能力向上 ↓自己研鑽の努力義務を設ける。
 【福祉部会・第2回福祉人材確保専門委員会（11月19日）】
 【概要】介護人材の質的確保を議論した。介護職員を類型化し、介護福祉士を中核に位置付ける。▽介護福祉士の国家試験の内容を充実する▽28年度以降に延期した資格取得方法を現在、実務経験ルートなど3ルートへの一元化を検討する。

【第15回介護給付費分科会（11月19日）】
 【概要】介護給付費分科会（11月19日）は、個別リハ統合を、自然と続ける個別リハリハビリは基本報酬に含める。認知症高齢者のリハリハビリを一体的に見直す。認知機能に合わせて実施（限度3カ月間）。その後、新設の「生活行為移行リハビリ」（仮称）に移行し、限度を6カ月とする。
 論点1 認知症や重度要介護者の受け入れ ↓自立度Ⅲ以上を一定割合以上かつ認知症研修修了者を一人以上配置▽介護3以上を一定割合以上受け入れ、かつ専従の看護職員を一人以上配置のいずれかを満たし、常勤の介護職員または看護職員を複数配置している場合、加算する▽個別機能訓練加算の実効性 ↓訪問して計画作成することなどを要件に加え、加算を見直す▽個別機能訓練加算（Ⅱ）にも目標設定や実施内容を明示する。
 論点2 人員配置基準を緩和 ↓地域ケア会議の出席などを要件に生活相談員とみなす。
 論点3 基本報酬・評価の適正化を行う。
 論点4 看護職員の配置基準 ↓病院などと連携した地域密着型通所介護（創設） ↓小規模事業所の基本報酬を踏襲する▽「運営推進会議」を開発し、おおむね6月に1回開催する。
 論点5 ①小規模事業所から小規模多機能型サテライト型への移行 ↓宿泊室等の設置に経過措置（29年度未だ）を設ける▽経過措置の間、通所介護の人員で運営する場合、小規模多機能型の基本報酬を100分の70減算▽小規模事業所から大規模・通常型事業所サテライト型への移行 ↓本事業所に含めて指定▽同一法人のサテライトになるケースの移行が不可能。
 論点6 新築事業との一体運営 ↓介護予防通所介護に準じる②「通所介護A」と一体的に運営する場合、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者は必要数を満たす。
 論点7 介護予防通所介護 ↓介護予防通所リハビリの基本報酬 ↓想定外の長時間利用は適正化する。
 【集合住宅におけるサービス提供】
 論点1 事業所と同・建物の集合住宅に居住する利用者への訪問サービス ↓10%減算②同・建物以外（同）の利用者への訪問サービス ↓1月当たり20人以上の場合、10%減算③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ↓居住者数にかかわらず、1月当たり単位で減算。
 論点2 通所の送迎 ↓事業者が送迎しない場合、減算。
 【福祉用具】
 論点1 複数のレンタルの値引き ↓都道府県に減額規定を掲げる。
 論点2 福祉用具相談員の能力向上 ↓自己研鑽の努力義務を設ける。
 【福祉部会・第2回福祉人材確保専門委員会（11月19日）】
 【概要】介護人材の質的確保を議論した。介護職員を類型化し、介護福祉士を中核に位置付ける。▽介護福祉士の国家試験の内容を充実する▽28年度以降に延期した資格取得方法を現在、実務経験ルートなど3ルートへの一元化を検討する。

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462 / FAX：045-921-0472

個室ユニット推進協ニュース Number 94

1面 全国研修大会 in 千葉報告
 2面 全国研修大会 in 千葉 『分科会』 『フォトメモリアル』 会議事録 (理事会、常設3委員会)
 4面ダイジェスト (続き)
 3面 会員施設紹介 [長野県] グレイスフル塩尻 [東京都] 竹の塚翔裕園
 4面 介護関連審議会等ダイジェスト

「人を幸せにする介護」を学ぶ 第8回全国研修大会 in 千葉 750人参加 27年度介護報酬改定に向け、大会宣言を採択

全国個室ユニット型施設推進協議会（推進協）赤枝雄一会長は11月13、14日の両日、千葉県浦安市のシエラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルで「第8回全国研修大会 in 千葉 2014」を開いた。夢の国で語り合う未来の福祉、「一人ひとりの幸せを大切に」との呼び掛けに全国から約750人が参加し、講演、分科会、シンポジウムなどを通じて個室ユニットケアの意義、認知症ケアの実践、平成27年度介護報酬改定の行方などについてともに学んだ。平成27年度介護報酬改定の行方などについてともに学んだ。平成27年度介護報酬改定の行方などについてともに学んだ。平成27年度介護報酬改定の行方などについてともに学んだ。

特別講演 要旨 「現場から考える社会保障と報酬改定と10年後の制度」

医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 中村秀一氏

「現場から考える社会保障と報酬改定と10年後の制度」をテーマに、医療介護福祉政策研究フォーラム理事長の中村秀一氏が特別講演を行った。中村氏は、社会保障と報酬改定の関係について、医療介護福祉政策研究フォーラム理事長の中村秀一氏が特別講演を行った。中村氏は、社会保障と報酬改定の関係について、医療介護福祉政策研究フォーラム理事長の中村秀一氏が特別講演を行った。

「人を幸せにする介護とは何か！」

生活とリハビリ研究所代表 三好春樹氏

「人を幸せにする介護とは何か！」をテーマに、生活とリハビリ研究所代表の三好春樹氏が特別講演を行った。三好氏は、介護とは何か、人を幸せにするにはどうすればいいかについて、生活とリハビリ研究所代表の三好春樹氏が特別講演を行った。

推進協活動報告

11月12日（水）第24回介護保険委員会
 11月13日（木）第15回総務企画・広報委員会
 11月14日（金）第18回研修委員会
 11月19日（金）第27年度介護報酬改定について
 12月19日（金）大阪支部会
 12月26日（金）宮城支部地域ネットワーク会
 12月27日（火）仙台支部地域ネットワーク会
 12月28日（水）神奈川支部研修会
 12月29日（木）千葉支部地域ネットワーク会
 12月30日（金）東京支部地域ネットワーク会

「21」下ケア研修情報

研修会、勉強会等報告
 第2回ユニットケア施設管理者研修会
 12月3日（水）5日（金）大阪会場
 12月9日（火）11日（木）東京会場
 新規ユニットリーダー研修会
 12月3日（水）5日（金）大阪会場
 12月9日（火）11日（木）東京会場

施設紹介 Vol.89 長野県

社会福祉法人サン・ビジョン 特別養護老人ホーム グレイスフル塩尻



長野県塩尻市は、長野県のほぼ中央にある清浄な空気と水、広大な山々を一望できる地域です。グレイスフル塩尻は、平成24年春、JR中央本線「塩尻駅」東口から徒歩1分の場所に介護・子ども・医療・住宅の4つの事業を行う施設として開所しています。

多世代交流ができる新しいコミュニティタウン

グレイスフル塩尻は、県内でも珍しい多様なニーズにお応えできる複合施設です。介護部門では、介護を必要とする方の支援のみならず、身体機能・認知機能低下を予防するためのトレーニングも積極的に行っています。英語や選択クラブを取り入れた保育園、日中の健康管理ができる診療所、ハイグレードな住宅もあり、多くの方の生活がより豊かに、よりキラキラと輝くよう、サポートをしています。

大切なことは、いつまでも健康でいつまでも活動的にいつまでも快適に生きること。私たちが日々取り組んでいることの一つに「ヘルシーエイジング」があります。日常的に運動ができる環境があり、運動を通して生活にメリハリを持ち、継続していくことで、利用者様のやりたいことを一つひとつ達成していく望む生活・姿に近づいていく取り組みです。当施設では、毎月1回「ヘルシーエイジング委員会」を開催し、各利用者様に対する取り組みの内容を情報共有する他、取り組む内容を施設サービス計画書にも反映し、効果の確認を確実にできるように取り組んでいます。障害があっても、認知症をもつても、健康的に年を重ねていくことを大切に考えています。



利用者様の自立支援・安全はもちろんのこと、質の高いケア

「抱きかかえる、持ち上げる」といった力任せな介助を続ける、利用者様は身体に新たな痛みや不調をきたす可能性があります。また、介助者は腰痛となり仕事や将来の生活に支障をきたし、それに伴って事故が発生する可能性も高くなると考えています。当法人では、危険や苦痛の伴う力のみを介助を可能な限り無くし、利用者様の自立度を考慮し、適切な福祉用具の活用によるケア「フリーストポジー」を徹底して行っています。ノーフットポジーをしっかりと学んだ職員が中心となり、各ユニットの巡視や、定期的な勉強会を開催することで、どのスタッフも介助に携わっても、各利用者様の自立度を考慮し統一した方法で対応が行えるようになっています。

リアルタイムの記録入力で、情報共有の強化を図り、総合的なケアを可能にする

当法人では、業務の効率化・職員の負担軽減を実現するために、記録システムの構築に取り組み、2011年より、全施設でポイントケアシステムを導入しています。持ち歩きできるハンディ端末や、バーコードを活用して簡単に記録を入力できることが特徴で、利用者様の近くで見守りを行いながら、リアルタイムに記録を行うことができます。また、個人記録・業務日誌・請求書・居宅支援事業所に提供する月次報告書など、それぞれに記録しなければならなかった負担もなくなり、導入によってできた空き時間で、利用者様との活動やスタッフ教育ができる時間が増えています。

【利用定員】

- ユニット型特別養護老人ホーム(定員90名)
- ユニット型ショートステイホーム(定員10名)
- 特別養護老人ホーム(多床室)(定員50名)
- ショートステイホーム(多床室)(空室利用)
- グループホーム(定員18名) 小規模多機能居宅介護(登録定員25名) デイケアセンター(1日定員40名) 住宅型有料老人ホーム(24部屋)
- 一般介護(10部屋) 保育園(定員60名) 診療所
- ワインカフェレストラン 地域交流センター

〒399-0737 長野県塩尻市大門8番町9-10 TEL.0263-51-6211 FAX.0263-53-7168

施設紹介 Vol.90 東京都

社会福祉法人長寿村 特別養護老人ホーム 竹の塚翔裕園



イメージした作りで、調度品も古民具風のもので揃えています。足立区は特養の待機者4000人とも言われていますが、費用の面で多床室を選択される方が多く、個室ユニット型施設には空床が出ているところもあります。介護保険制度を導入してからの、このような状態は初めてで、区内での個室ユニット型施設の運営はとて厳しい状況です。

福祉用具の導入を推進

乗用リフトや移乗介助用シートなどの福祉用具の導入を進めています。導入後、これまで2人で介助していたことを1人でできるようになり、今では福祉用具はユニットになくてはならないものとなっています。

「抱きかかえる、持ち上げる」といった力任せな介助を続ける、利用者様は身体に新たな痛みや不調をきたす可能性があります。また、介助者は腰痛となり仕事や将来の生活に支障をきたし、それに伴って事故が発生する可能性も高くなると考えています。当法人では、危険や苦痛の伴う力のみを介助を可能な限り無くし、利用者様の自立度を考慮し、適切な福祉用具の活用によるケア「フリーストポジー」を徹底して行っています。ノーフットポジーをしっかりと学んだ職員が中心となり、各ユニットの巡視や、定期的な勉強会を開催することで、どのスタッフも介助に携わっても、各利用者様の自立度を考慮し統一した方法で対応が行えるようになっています。

研修・福利厚生

社会福祉法人長寿村では旅行積立を行い、福利厚生の一環として研修を行っています。施設訪問を兼ねた研修先は、静岡・群馬・台湾など、高級旅館に宿泊し、そこで提供される高いサービス、おもてなしを学んで帰ることができます。宿泊ができない職員には、デイズニーのホテルリテイヤーを日々のサービスに活かしてみたいという狙いから、デイズニーを研修先としています。また、元気村グループ全体のキャリアパス研修、竹の塚翔裕園ではケアマネ・介護福祉士の研修参加費用を負担し、資格取得を支援しています。

タブレットで情報提供

施設では、音楽サロンや月1回の出張に寄り添った様子などをタブレット端末におさめ、デイの送迎時に利用者のご家族に、日々の様子を見てもらうサービスを開始しました。利用者の日頃の様子がタイムリーに写真動画で見ることが出来るので、ご家族から好評です。このような取り組みの成果が表れ、認知症デイの稼働率は80%台後半を維持しています。タブレットは、営業活動リクルートにも一役買っています。入口ロビーにモニターを置いて「竹の塚翔裕園5年の歩み」をスライドショーで紹介、画面の中に自分の家族の姿を探し知らせをモニター横に置く、多くの人が手にとるので、広く周知が出来る、タブレットを活用しています。

【特養】定員100名【ショートステイ】10名【デイサービス】12名

〒121-0813 東京都足立区竹の塚7丁目19-14 TEL.03-5851-6050 FAX.03-5851-6055

全国研修大会 in 千葉

【1日目】講演会や分科会で学び

【情報交換会】

【2日目】シンポジウム

「個別ケアを追求した様々な事例発表」

座長・井手 明利氏

社会福祉法人黒潮会 特別養護老人ホーム望洋の郷 施設長

【事例発表者】 ※敬称略

- 鳥沢 清人(しょうじゅく美浜)
- 藤野 倫太郎(流山こまき安心館)
- 稲毛 勇弥(玄海園)
- 梅田 顕(太陽の家)
- 藤崎 亮介(シルバークア吉野ヶ里)
- 平尾 ひとみ(ソルメゾン)

「施設管理者に求められる理想」

講師・高口 光子氏

介護アドバイザー/介護老人保健施設「星のしずく」看介護部長

プロとしての介護はチームで行うことが大事で、施設管理者には、①「自分が責任を取る」ということを明確に言える②なぜ流れ作業はダメなのかを自分の言葉で言える③人手不足を分析し、職員育成戦略を現場の主任とともに作り上げることが出来る④施設がどのような状況であるかを見極め、今求められているリーダー像を自身に問うことができる人が求められる。

会議事録

11月12日から14日にかけて、推進協は全国研修大会開催地のシエラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルで、平成26年度第2回理事会、常設3委員会を開いた。また、13日の理事会終了後、厚生労働省高齢者支援課の懸上忠寿課長補佐と西村緑主査から、27年度の介護報酬改定の検討状況について説明を受けた。別項「実態を踏まえて改定」

平成26年度第2回理事会

①平成26年度(一般会計・特別会計の補正予算(案)) 事務局案を承認

②第2号議案(ユニットリーダー研修実地研修施設再調査の件) ユニットケア研修事業推進室の井手明利室長(望洋の郷・施設長)が、厚労省のユニットケア研修センターカレッジ研修カリキュラム改訂等に伴い、再調査の見直しが必要。今年度末で契約が満了となる19施設について、1年間の契約更新と、27年度中に再調査を行うこと

③第3号議案(役員人事について)

- 理事就任 牟田和男(福岡県・誠和会・理事長)
- 理事退任 富永健司(大分県・九州キリスト教社会福祉事業団・理事長)
- 重松勝(福岡県・さわら福祉会・前理事長)
- 第4号議案(大会宣言(案)について)
- 承認
- 第5号議案(その他) 略
- 第24回介護保険委員会
- 第1号議案(平成27年度の介護報酬改正について) 藤村一朗介護保険委員長より、9月29日の第109回介護給付分科会ヒアリング意見陳述の報告。第2号議案(その他) 民間企業との比較、特養の課税、地域格差、ユニット型施設、人員等について意見交換。
- 第15回総務企画・広報委員会事務局より報告。
- ①会員拡大について②ユニットケア研修受講者数と会員比率について③27年度スケジューリングについて④26年度の広報活動取り組みについて⑤人材育成奨励金について⑥賛助会員について
- ⑤⑥については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑦については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑧については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑨については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑩については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑪については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑫については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑬については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑭については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑮については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑯については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑰については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑱については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑲については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ⑳については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉑については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉒については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉓については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉔については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉕については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉖については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉗については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉘については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉙については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉚については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉛については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉜については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉝については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉞については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㉟については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊱については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊲については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊳については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊴については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊵については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊶については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊷については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊸については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊹については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。
- ㊺については、次回総務企画・広報委員会にて詳細検討予定。

実態を踏まえて改定

13日の理事会終了後、厚労省高齢者支援課の懸上課長補佐と西村主査が介護給付分科会で発言している平成27年度介護報酬改定をめぐっての審議の状況を説明した。懸上補佐は「113回(11月6日開催)までの分科会で居室サービスと施設系イメージした作りで、調度品も古民具風のもので揃えています。足立区は特養の待機者4000人とも言われていますが、費用の面で多床室を選択される方が多く、個室ユニット型施設には空床が出ているところもあります。介護保険制度を導入してからの、このような状態は初めてで、区内での個室ユニット型施設の運営はとて厳しい状況です。」

「和みの家」をコンセプトにした和風旅館をイメージした作りで、調度品も古民具風のもので揃えています。

足立区は特養の待機者4000人とも言われていますが、費用の面で多床室を選択される方が多く、個室ユニット型施設には空床が出ているところもあります。介護保険制度を導入してからの、このような状態は初めてで、区内での個室ユニット型施設の運営はとて厳しい状況です。

「4面の続き」

■第116回介護給付分科会(11月26日)

【概要】指定居宅サービス等の「運営基準」の見直し案を概ね了承した。地方自治体は運営基準見直しを受けて条例を改正する。

1. 居宅介護支援(介護予防含む)
2. 訪問介護(介護予防含む)
3. 訪問系サービス
4. 訪問系・通所系サービス共通
5. 短期入所系サービス
6. 特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型含む)
7. 要支援1の基準を参考に要支援2の配置基準(3対1)を見直す②有料老人ホーム
8. 地域密着型サービス

「新規入居施設紹介」は次号に掲載

※「行二ニューズ」とは休みです

ムが介護報酬を代理領する際に必要とされる利用者同意書の国保連合会への提出義務を撤廃③養護老人ホームが自ら訪問介護サービスを提供する「一般型」を可とする。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防含む)

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(他と契約して当該事業所で看護が提供できるよう)②夜間(午後6時から翌朝8時までの)施設・事業所の範囲に「同一敷地内または隣接する施設・事業所」を追加する。

(2) 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)①登録定員を29人以下とする②第三者評価を踏まえて自己評価し、運営推進会議に報告し、公表する仕組みとする。

(3) 複合型サービス①「看護小規模多機能型居宅介護」に改称②登録定員を29人以下とする。26人以上29人以下は、居間と食堂の合計面積が「機能を発揮し得る適当な広さ」が確保されている場合③同一敷地内で新設する事業を行う場合、管理者の業務を可とする④グループホーム併設の場合、小規模多機能型の泊まり定員とグループホームのユニット当たりの合計が9人以内かつ、同一階に隣接している場合、夜間職員の業務を可とする。

(4) 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)事情がある場合、3ユニットまで可とする。

(5) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)①事情がある場合、「1ユニット3人以下」でも可とする。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設(所)生活介護 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本施設と認められる対象に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。(一)